

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、『「人づくり」「製品づくり」を通して、広く社会に貢献する』を経営理念とし、顧客満足度の向上と企業価値の創造により企業の社会的責任(CSR)を果たすべく、正確な経営情報の把握と迅速な意思決定に努めております。

そのために、公正かつ透明な経営を担保するコーポレート・ガバナンスの重要性を十分に認識し、その充実強化を経営の最重要課題のひとつと位置付けております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
齋藤信房	1,038,500	13.47
齋藤光代	580,000	7.52
有限会社 フジシゲ	477,000	6.19
齋藤邦彦	423,500	5.49
株式会社商工組合中央金庫	225,000	2.92
田中園枝	216,500	2.81
齋藤彰則	215,000	2.79
天井全兄	122,000	1.58
伊藤衣代	108,000	1.40
富澤秀雄	108,000	1.40

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 JASDAQ

決算期 3 月

業種 輸送用機器

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	4 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況

監査役は、会計監査人と決算手続きについて打ち合わせを行う一方、会計監査人の指摘事項及び要改善事項に係る「決算講評」や、年2回の「実地棚卸し」に立ち会うなど、会計監査の実施状況の把握に努めております。

監査役と内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査室が行う法令・定款及び内部規程等の遵守及び業務遂行の適正性に係る内部監査に関して実施結果報告を受けると共に、指摘事項について改善状況のフォローに努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
谷 真人	他の会社の出身者													○
上田 恒生	他の会社の出身者													○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
谷 真人		日比谷見附法律事務所	谷 真人氏は、弁護士であり、法務的観点から監査体制の強化の機能を担っていただくため。また、主要な取引先の出身者等ではないことから、独立性が高いと認識しております。
上田 恒生	○	東京ベルト株式会社 代表取締役会長、当社独立役員	上田 恒生氏は、長年にわたって、東京ベルト株式会社を経営され、経営者としての高い識見を生かし、第三者的視点から、業務執行の適法性や妥当性、会社の適法性のチェックの機能を担っていただくため。なお、当社は同社との取引関係がなく、独立性が高く、また、一般株主との利益相反のおそれがないことから、独立役員に選定しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

従業員へのインセンティブを優先して考えており、取締役へのインセンティブの付与は、現在のところ実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

取締役4名 支給総額 106,300千円
監査役2名 支給総額 6,240千円
社外監査役2名 支給総額 1,880千円
取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対しては、管理本部副本部長より取締役会開催の日程及び議題について毎月通知する一方、常勤監査役より事前説明を行うと共に、不参加の場合には、取締役会議事録及び関連資料を配付しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 現状体制の概要

当社は、迅速な意思決定によるスピード経営、事業規模およびこれらに対する監査機能の適正性等を総合的に判断し、監査役制度を採用しており、取締役会および監査役会により、業務執行の監督および監査を行っております。

取締役は4名、監査役は4名で、社外取締役は選任しておりませんが、監査役のうち2名は社外監査役であります。

社外取締役の選任に関しましては、「現状の体制を採用している理由」に記載の通りです。

(2) 取締役会

取締役会は、毎月1回の定例開催に加え、必要に応じて臨時に開催し、経営に関する重要な事項等の意思決定および業務執行の監督を行っております。

(3) 監査役会

監査役会は常勤監査役1名と社外監査役2名を含む非常勤監査役3名の合計4名で構成され、四半期毎に開催し、また監査役は取締役会に出席し、意見を述べるなど、取締役の業務執行が適正かどうかの監査を行っています。また会計監査人と情報交換を行うなど連携を密にして、監査の実効性の向上に努めております。

(4) 監査役の機能強化に向けた取り組み

内部監査室が、常勤監査役とともに、各部門およびグループ会社に対して、定期的に監査を実施し、業務執行の適正性、法令遵守等のチェックを行い、指導を行っております。

また、監査役が監査役監査をより実効的に行えるよう、必要に応じて業務補助のために監査役スタッフを置くことにしています。

(5) 公認会計士の状況

会計監査は、会計監査法人である東陽監査法人の監査を受けております。平成27年3月期において当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、中野 敦夫および小杉 真剛の2名であり、監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士4、その他2名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

監査役設置会社として、少数の取締役(4名)による迅速な意思決定と、取締役会の活性化を図り、経営の公正性および透明性を高め、効率的な経営を実現してまいりました。社外監査役(2名)による客観的かつ中立的監視の下、経営の監視機能の面で十分に機能しているものと判断しております。

当社は、監査役4名中1名を独立役員として指名し、監視機能の客観性および中立性を確保しております。

各監査役は、法令、財務、会計、企業統治に関して、専門的な知見を有しており、職歴、経験、知識を生かして、適法性の監査にあたり、また社外監査役は、外部者の立場から経営全般について大局的な観点で、助言を行っています。

当社は、監査役が監査役監査をより実効的に行えるよう、必要に応じて監査役スタッフを置くことにし、当該使用人は、取締役からの指揮系統から分離独立することとしています。

各監査役は、法令、定款違反や株主利益を侵害する事実の有無等の監査に加えて、取締役および重要な使用人と適宜意見交換を行うなど、監視機能の強化に努めております。

当社の取締役に、当社やキャスター業界に対する深い理解と知見が求められるところ、改正会社法等の施行から間もないという事情もあり、相応しい人材を確保するには至っており、こうした状況下で、あえて社外取締役を選任することは、当社の企業価値向上にマイナスの影響を与えるおそれがあるため、当社では社外取締役を選任しておりません。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

実施していません。

2. IRIに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部管理副本部長小島芳邦が担当	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

IV内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本的な考え方は以下のとおりです。

1.業務運営の基本方針

当社は、以下の企業理念を経営の拠り所としております。
「人づくり 製品づくりを通して 広く社会に貢献する」との経営理念のもと、社会から頼られる企業を目指し、社会から求められる製品、サービスを提供し、社会から愛される人材の育成に積極的に取り組んでまいります。

また、当社では、上記の経営理念を具体的行動に落とし込んだ以下の「行動指針」を日頃の業務運営の指針としてまいります。

- (1)「将来に対するビジョンを明確化し、そのパフォーマンスで社会(顧客)にアピールする。」
- (2)「己の長所を見極め、見つめるところに他人への共感があり、人に愛され、人を信じ、人に頼られる基本がある。」
- (3)「容易に益となるものは、容易に無益となり易い。日頃の努力、研鑽が重要である。」
- (4)「成功とは、誰もしない事を成すところにある。」

2.取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・社内文書管理規程に基づき、議事録等文書の作成、保存を行っています。
また、情報の管理については、情報セキュリティに関するガイドライン、個人情報保護に関する基本方針を定めて、対応しています。

3.損失の危機管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理全体を統括する組織として、内部監査室の中に社長を本部長とする対策本部を設け、危機管理にあたることとしております。

なお、当社は、平時においては、各部門において、内部監査室がその有するリスクの洗い出しを行い、リスクの指摘、改善等の軽減に取り組む、有事にあっては、コンテンジェンシープランに従い緊急対策本部が対応することとしております。

4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を経営戦略、事業計画の執行に関する最高意思決定機関として毎月開催しております。また、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を逐次監督しております。

業務運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定し、各部門においては、その目標達成にむけ具体案を立案・実行しております。

なお、内部統制といたしましては、内部監査室が、定期的に内部監査を実施し、倫理、法令遵守並びに業務遂行上の適正性につき指導の徹底を図っています。

5.取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスの推進については、「コンプライアンス規程」を制定し、役員及び社員等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通じ指導徹底しております。

また、当社は、相談・通報体制を設け、役員及び社員等が、社内外においてコンプライアンス違反行為が行われ、又は行われようとしていることに気がついたときは、常勤監査役又は社外弁護士等に通報(匿名可)しなければならないと定め、会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して、不利益な扱いを行わないこととしております。

6.当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ共通の「コンプライアンス・マニュアル」を策定するとともに、相談・通報体制の範囲をグループ全体としております。

なお、関連会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件については事前協議を行い、また、親会社の常勤監査役並びに内部監査室が定期的に当社グループ企業の監査を実施することとしております。

7.監査役を補助すべき使用人並びにその当該使用人の取締役からの独立性

現在、監査役を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くことにし、その人事については、取締役と監査役が意見交換し、決定することとしております。

なお、当該使用人は、取締役からの指揮系統から分離独立することになっています。

8.監査役への報告体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告しています。

また、常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、生販会議・コンプライアンス委員会などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めています。

なお、監査役は、会計監査人並びに内部監査人と定期的に会合し、情報の交換を行うなど連携を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で臨み、またそれらからの不当な要求には一切応じません。

2.反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、「コンプライアンス規定」で、役員及び社員等が法令等の遵守に基づき社会的責任を果たすことを定め、具体的には行動規範の自主行動基準に「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関係を持たず、またそれらからの不当な要求には応じません」と明記して公表しています。反社会的勢力からの接触があれば、総務部が対応し、必要に応じて、顧問弁護士や警察等の専門家に相談し、適切な措置を講じることにしています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【コーポレート・ガバナンス体制および内部統制の仕組み】

